

署名検証者 御中
大臣認定事業者 御中

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
デジタル庁国民向けサービスグループ

公的個人認証法に基づく最新の利用者情報（基本4情報）提供サービス に係る同意の取得について

日頃よりマイナンバーカード・公的個人認証サービスをはじめ、政府の施策にご理解とご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

さて、公的個人認証法に基づく最新の基本4情報の提供については、2023年5月から可能となっておりますが、提供にあたっては、利用者の同意が必要とされています。

当該同意は、利用者にとってわかりやすいことが求められ、また、確実に取得される必要があります。

そのための留意事項について、以下に留意いただきますよう、よろしくお願いたします。

I 同意画面について

同意画面は、表題・要旨・同意ボタンからなる独立した同意画面を設け、その全体を表示すること。

その直下には、「同意事項の詳細・補足説明」といった文言を設け、クリックすることで全文表示される等、同意事項の詳細・補足説明を、容易に確認できるようにすること。

【同意画面（例）】

住所変更等の際のお客様の負担を軽減するために
～本社が機構からお客様の最新の住所等の提供を受けることについてご同意ください

- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律では、機構（地方公共団体情報システム機構。マイナンバーカードや電子証明書を発行する機関です。）は、お客様の同意があった場合には、同意のあった会社・サービスに対し、お客様の最新の住所等の提供を行うことができるとされています。
- 本社が、住所変更等の際のお客様の負担を軽減するため、機構からお客様の最新の住所等（氏名※1、住所※2、性別、生年月日、電子証明書発行番号）【サービス毎に変更】の提供を受けることに、ご同意ください。

同意する

同意しない

[\[同意事項の詳細・補足説明\]](#)

- ※1 氏名には、旧氏を併記している場合は旧氏も含まれます。また、令和8年5月26日以降は、氏名および旧氏の振り仮名も含まれます。
- ※2 住所には、国外転出された場合は「国外転出した旨」及び「転出予定年月日」も含まれます。

II 同意事項の詳細・補足説明について

同意事項の詳細・補足説明として、以下を容易に確認できるようにすること。

【同意事項の詳細・補足説明（例）】

<同意事項の詳細・補足説明>

【必須】(機構から本社への最新の基本4情報提供)

1. 本社が、▲▲株式会社を経由して、機構に対し最新の基本4情報の提供の求めを行った場合、機構は▲▲株式会社に対し最新の基本4情報（お客様が同意した情報に限る。以下同じ。）及び署名用電子証明書の発行の番号を提供します。なお、署名用電子証明書が失効した後、新たな署名用電子証明書が発行されていない間は、提供を行いません。
(※注) ▲▲株式会社には、いわゆるプラットフォーム事業者を記載。

【任意】(▲▲株式会社から本社への最新の基本4情報提供)

2. ▲▲株式会社から、本社に対し、機構から提供を受けた最新の基本4情報を提供します。

【必須】(最新の基本4情報の利用目的)

3. 本社が▲▲株式会社を経由して、機構より取得した最新の基本4情報は、下記の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用します。
 - ① ●●商品、●●商品、●●等本社が取り扱う金融商品ならびに弊本社が取り扱うその他商品およびサービス（以下総称して「本社サービス」といいます）の案内、募集および販売、ならびにそれらに附帯、関連する本社サービスの案内、提供および管理
 - ② ●●契約の申し込みに係る適正な引受の審査
 - ③
 - ④
 - ⑤
 - ...

利用目的は、各利用場面においてお客様にとって明確になるよう具体的に定め、ウェブサイト等で公表します。また、利用目的は本社サービスにおいて限定するように努め、申込書、パンフレット等に記載します。

さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ウェブサイト等に公表します。

【①～⑥・・・は、各事業者で現行定めている個人情報の取り扱いに列挙されている利用目的に準ずるイメージ。】

【必須】(開示請求手続き)

4. 本社は、お客様からの求めにより、最新の基本4情報を取得した日時、取得した情報等（以下、「開示請求」といいます。）については、以下の要領で開示請求手続きに対応致します。お客様より情報開示を請求される場合、ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、本社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日回答いたします。なお、開示請求については、本社所定の手数料をいただきます。開示請求の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

【文中「こちら」については、開示請求要領を別にリンクするか、追加で記載する。】

【必須】(同意情報の保存・管理)

5. 本社は、お客様から取得した同意情報について、公的個人認証法、個人情報保護法その他の法令に基づき適切に保存・管理を致します。また、保存する必要がなくなった場合には、すみやかに削除を致します。なお、この同意情報は、▲▲株式会社を經由し機構に送信し、▲▲株式会社、機構においても同意情報を管理します。

【必須】(同意の取得方法)

6. 同意の取得方法は、紙での取得は認めず、電子的に取得します。また、同意は、本人の意思に基づくものであることを確実に示すため、マイナンバーカードに係る電子署名及び署名用電子証明書を用いることとし、本社と▲▲株式会社に提出され、更に当該署名用電子証明書の有効性確認と併せて機構に提供されます。同意の取得単位は、ご提供する本社サービスごととします。なお、本社は、お客様が提出された署名用電子証明書を保持することはありません。

【任意】(同意の一括取得)

7. サービスごとに署名用電子証明書を付与するお客様の負担を軽減するため、●●ホールディング傘下の企業群が提供するサービス等については、各サービスに対するお客様の同意を明示的に取得することを前提として、一括での同意を取得します。

【署名検証者が一括取得するのであれば本項目を記載。】

【必須】(同意の有効期間等)

8. お客様から取得した同意の有効期間は、原則同意の日の翌日を起算日として10年となります。なお、同意の日は、同意の事実が機構のシステムに反映された日とします。また、有効期間内に署名用電子証明書が何度失効した場合であっても、有効期間中の同意につ

いては引き続き有効となります。なお、有効期間内でも、お客様は何時でも同意取消の申請が可能です。

【必須】(基本4情報提供における任意性の確保及び当該情報について同意しなかった場合)

9. 同意をされるか否かは、お客様の任意となります。同意されない場合、本社サービスの提供が受けられない等の不利益を被ることはありません。

【必須】(お客様の同意取消の申請による最新の基本4情報提供の停止)

10. 本社は、お客様の同意を前提として機構から最新の基本4情報を取得致しますが、お客様の同意取消の申請があった場合、当該取消の事実が機構のシステムに反映された時点で、本同意の有効期間が終了したものとみなし、機構から本社への最新の基本4情報提供を停止致します。なお、同意取消は、サービスごとに行うことができ、当該サービスについてのみ終了・停止致します。

【任意】(本社サービス提供停止等による最新の基本4情報提供の停止)

11. 本社サービスの停止があった場合、又はお客様より、サービスの利用停止の申し出があった場合は、原則として本社サービス停止日の翌日より、機構から本社への最新の基本4情報提供を停止致します。

【必須】(最新の基本4情報提供に関する同意の照会、同意の取消し)

12. 最新の基本4情報提供に関する同意の照会、同意の取消しをする場合には、本社マイページ又は第15項に定める「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、最新の基本4情報提供に関する同意の照会をする場合には、利用者証明用電子証明書等により本人であることの確認を行うこととし、同意の取消しをする場合には同意取消しに係る電子文書の送信を伴うため署名用電子証明書を用いることとします。

【文中「本社マイページ」については、適切な表現で記載する。】

【必須】(利用者クライアントソフトによる基本4情報提供に関する同意の照会、同意の取消し)

13. 最新の基本4情報提供に関する同意の照会、同意の取消しについては第15項に定める「お問い合わせ先」でご対応を承りますが、機構が提供するアプリ「利用者クライアントソフト (JPKI Mobile)」をダウンロードいただき、お客様ご自身にて同意の照会、同意の取消しを行うことも可能です。利用者クライアントソフト (JPKI Mobile) のダウンロードにつきましては、こちらをご覧ください。

(※注) 文中「こちら」については、機構のURLリンクをはるか、URLを記載する。

【任意】(利用者クライアントソフトを用いた同意取消後の再同意)

14. 利用者クライアントソフトを用いた同意の取消しを行った後、再度同意をする場合には、利用者クライアントソフトによる再同意は不可であるため、本社マイページでの再同意、または下記「15. お問い合わせ先」までご連絡ください。

【必須】(最新の基本4情報提供についてのお問い合わせ先)

15. お客様の最新の基本4情報提供についてのお問い合わせ先は、以下のとおりです。

お問い合わせ先：●●●●株式会社

住所：〒

TEL：

(以上)